

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年2月12日
照会部署名 福島事務センター管理厚年適用グループ
照会担当者 (一般職) 押山 慶輔
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認	確認済
-------------	-----

(案件)

(受付番号) No. 2010-211	歩合制の場合の月額変更届について
------------------------	------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

- タクシーカーで歩合制により、売上の3割が給与となる。
- 賃金台帳上は、その売上の3割を基本給、その他諸手当に分けて記載されることとなる。
基本給の計算としては、時間給（最低賃金）×労働時間となる。

売上の3割という歩合に変更はないが、今回最低賃金が増加し、基本給が上がることになる。
こういった場合に、隨時改定に該当するかご回答願います。

(回答)

ご照会の事例のように時間給の単価が変更されたのであれば、それは固定的賃金の変動であり、変更後の時間給に基づく初回支払月を起算月として、以後継続した三か月間に受けた報酬の平均月額に2等級以上の変動があれば、隨時改定を行うこととなる。

回答日 平成22年4月6日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

[REDACTED] 山上